

警報等発表時における措置について

岐阜市立方県小学校

1 警報・記録的大雨情報の発表時

気象警報（暴風・大雨、大雪、洪水、竜巻等いかなる警報であっても）・記録的大雨情報が発表された場合は、以下のように対応する。

▲児童の在宅時に警報・情報が発表された場合

- ① 警報・情報が解除されるまで、保護者は児童を家庭において待機させる。
- ② 始業時刻（8時15分）の1時間前（7時15分）までに警報が解除された場合、平常どおり授業を開始する。
- ③ 始業時刻の1時間前（7時15分）から正午までに警報が解除された場合、解除後1時間を経てから授業を開始する。
- ④ 正午の時点で警報が解除されていない場合、臨時休業とする。
- ⑤ 当日が土曜授業や行事等午前授業の日は、始業時刻の時点で警報が解除されていない場合、臨時休業とする。
- ⑥ 学校は、①～⑤を原則に、通学路や河川の状況を考慮の上対応を判断し、保護者向けメール配信サービスを通して家庭に連絡をする。メール配信が行われなかった場合は原則に沿うこととする。
※ ②・③の場合、警報が解除されても、地域により登校が危険な場合、自宅家屋の損壊等がある場合は、保護者の判断で児童を家庭において待機させる。その際その旨を学校へ連絡する。

▲授業中に警報・情報が発表された場合

- ① 学校はただちに授業を中止し、下校か学校待機か、下校の場合は集団下校か引き渡しかを判断し、保護者向けメール配信サービスを通して家庭に連絡をする。メール配信が行われなかった場合は保護者に連絡がつくまで学校待機とする。
- ② 集団下校時は、教職員とPTA地域生活委員、単位子ども会会長及び保護者が協力して下校途中の見守りと帰宅の見届けを行う。
- ③ 引渡にあたっては、保護者の安全にも十分留意する。

2 強風注意報の発表時

強風注意報が発表された場合は、以下のように対応する。

▲児童の在宅時に注意報が発表された場合

- ① 注意報発表時の気象情報（台風的位置・規模・速度・方向等）や通学路の状況を考慮し、学校の判断により、暴風警報発表時に準じた対応をとることがある。
- ② その際、学校は、保護者向けメール配信サービスを通して家庭に連絡をする。メール配信が行われなかった場合は、安全に留意しつつも通り登校する。
- ③ 学校から特に連絡がなくても、地域により危険が予想される場合、自宅家屋の損壊等がある場合、保護者の判断で児童を家庭において待機させる。その際、その旨を学校へ連絡する。

▲授業中に警報・情報が発表された場合

児童の在宅時と同様、暴風警報発表時に準じた対応をとることがある。

3 特別警報の発表時

特別警報が発表された場合は、「1 警報・記録的大雨情報の発表時」と同様の措置をとる。ただし、以下のような特別な対応を行う。

▲児童の在宅中・・・自宅待機または保護者の判断で避難所へ避難

▲授業中・・・集団下校や引き渡しは行わず学校待機（避難）※学校は避難所に指定

4 給食の中止に関わって

- ① 気象状況により、警報等が発表され休業が予想される場合、岐阜市教育委員会の判断により、休業が予想される日の前々日の正午までに給食の中止を決定することがある。
- ② 同様に、当日の授業打ち切りに伴い、給食の開始時刻を早める、簡易給食（パンと牛乳等）に変更するなどの対応をとることがある。
- ③ ①・②に際しては、保護者向けメール配信サービスや学校配付プリント等、できるだけ早めに保護者に連絡をする。